

三権投票のお願い!

三権投票とは?

三権とは①交渉権 ②妥結件 ③スト権 を言います。この3つの権限を執行部へ一任することをお願いするのが、三権投票です。

11月1日に団体交渉が行われ、秋季年末闘争の要求を会社に提出しました。今後の交渉を強力に進める為に、賛成の投票をお願いします。

2011年10月30日 自交総連Km労働組合 執行委員会

K
m
ニ
ュ
ー
ス

2011年11月7日号

2011年秋季年末闘争 単組要求

要求書

2011年秋季年末闘争として、下記の要求を致しますので、11月14日までに誠意ある回答を求めます。

記

1. 村上静香さんの不当解雇を撤回し、直ちに職場復帰させること。
2. 固定給が東京都の最低賃金法に抵触している賃金体系を改め、固定給と歩合給のバランスのとれた賃金システムを構築すること。当面、総額62%に改めること。
3. 銀座地区乗り入れ自主規制を直ちに解除すること。
4. 明け番会議や健康診断等、勤務時間以外で乗務員を拘束する場合には時間に応じて賃金を保証すること。
5. 健康診断の受付時間を勤務時間内に設定せず、残業を含む勤務時間外に設定すること。
6. 通勤交通費を全額、実質支給すること。
7. 時間外労働、深夜残業、待機時間などについて、未払い賃金の状態を改め、法定割増賃金を実質的な賃金として正しく支払うこと。
8. 有給休暇の不当な取り扱いを止め、公出と有給休暇の併給を認めること。
9. 防犯板を全車に設置すること。
10. 各営業所及び無線室にフリーダイヤルの電話回線を設置し、業務連絡の通信費は会社が全額負担する事。
11. 高速道路及び有料道路全線の帰路通行料金を上限無く全額会社負担とすること。
12. 首都高速道路通行料金の帰路を全額会社負担とする事。
13. 赤羽支部、吉祥寺支部、羽田支部の支部事務所を供与すること。
14. 練馬支部に掲示板を設置し、他支部と同等のロッカーを供与すること。

以上

2011年秋季年末闘争統一要求書

自交総連東京地連

タクシーの適正化・活性化に関する特別措置法が施行され2年が経過しました。地域協議会が提案した「地域計画」の実施状況が検証されようとしているなか、活性化法の主目的の労働条件の改善にもむけ、減・休車を含む事業再構築が取り組まれています。需要の低迷と経済不況もあって、遅々として進んでいないのが実態です。

公共交通機関として社会貢献、環境への取り組み、安全の確保、福祉、雇用責任等の社会的責任（CSR）活動の推進と合わせ震災及び災害時の具体的な対応も求められているとしています。

私たち自交総連東京地連と全都ハイタク自教労組協議会に結集する労働者は、地域の公共交通機関として役割の充実とハイタク産業の将来展望を切り開く「タクシー運転免許」構想や産業別労働協約の締結などの方針を掲げています。私たちの政策にご理解を頂き、賃金・労働条件改善にむけた下記の要求に対し誠意ある回答を11月10日までにされるよう要望します。

記

1. 活性化法に基づく事業の再構築がハイタク産業を適正化・活性化することを再認識し、適正な実車率の実現にむけて減・休車を行うこと。
2. タクシー運賃の改定時に出された、3・28号通達を遵守し、運転者、技工・職員の賃金・労働条件の改善措置を講ずるとともに諸法規に基づく賃金制度を確立すること。
3. 高齢者雇用安定法の改正の趣旨にそって、定年は60歳から65歳までの本人の意思による選択定年制とすること。その際、1991年2月に東旅協が提起した「定時制乗務員・雇用管理指針」の方針をもとに正規労働者の賃率と同一水準に設定し協定すること。
4. 健康破壊が深刻な事態になっていることを重視し、職場内に安全衛生法に基づく安全衛生委員会を定期開催すること。また、労働安全衛生法に定められている健康診断時に事業者負担によるガン検診を行うこと。
5. 退職金制度を新設すること。すでにあるところは増額すること。
6. 交通費が別枠でなく課税対象(通勤手当)となっているところは、別枠で実費支給すること。
7. すべての労働条件や職種の変更、解雇などについては事前に労働組合と協議し、同意がなければ実施しないこと。また、事業の休廃止や譲渡・譲受問題については、労働組合と事前に協議し、合意のうえで行う「同意約款」の協定を締結すること。
8. 安心・安全なタクシーをめざし実施する「安心・安全輸送強化月間」(12月1日～31日)キャンペーンに協力すること。
9. 当該組合から提出される諸要求の円満解決をはかること。

以上